

第 2 4 号 議 案

令和 8 年 3 月 1 8 日

府中町立中学校における学校部活動の地域展開に向けた方針の策定について

府中町立中学校における学校部活動の地域展開に向けた方針の策定について、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町立中学校における学校部活動の
地域展開に向けた方針

令和8年3月
府中町教育委員会

はじめに	1
1 地域展開に向けた理念及び基本的な考え方等	2
(1) 地域展開に向けた理念	2
(2) 地域展開に向けた基本的な考え方	3
(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）	4
2 本町における学校部活動の状況	4
3 地域移行に係る改革推進期間における成果と課題	5
(1) 部活動地域展開に係る総括コーディネーターの配置	5
(2) 部活動指導員の配置	5
(3) 地域クラブへの地域展開（モデル事業）	5
4 基本目標と基本方針	6
(1) 基本目標	6
(2) 基本方針	6
(3) スケジュール	6
5 今後の方向性	
(1) 子供がやりたいと思えるスポーツ・文化芸術活動の創出	6
(2) 子供が安心してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり	6
(3) 部活動地域展開に向けたイメージ図	7
6 府中町立中学校における学校部活動の地域展開に向けたロードマップ	8

はじめに

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、近年、少子化が進展するなど、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっている。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなることが想定される。

このような中、今後も、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

本町においては、令和5年10月1日に「府中町立中学校における学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた方針」を作成し、令和5年度から令和7年度までの3年間で「府中町立中学校における学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行（以下「地域移行」という。）に係る改革推進期間」とし、部活動指導員の配置や地域クラブへの地域展開（モデル事業）などの取組を進めてきた。

同方針において、令和8年度以降については、国の動向や令和7年度までの府中町における取組の成果や課題を踏まえ、新たな方針を示すこととしており、本方針は、令和7年5月16日に地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議から公表された「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～」（以下、「最終とりまとめ」という。）を踏まえ、本町における令和8年度以降の学校部活動の地域展開に係る方針を示すものである。

1 地域展開に向けた理念及び基本的な考え方等

(1) 地域展開に向けた理念

国が設置した地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議が、令和7年5月16日に公表した「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～」には、部活動改革の理念として、次の点が示されている。

- 急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要である。
- そのためには、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという発想が重要である。
- 広く地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、多様な活動機会が提供されることにより、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流も促進され、地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加、参加率の向上等、将来にわたったスポーツ・文化芸術の発展につながるだけでなく、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域がもつ良さや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながることも期待される。
- また、子供の頃から誰もが楽しみながら継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことで、心身の健康が自然に生まれ、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送る人々が増えていく。このような運動習慣の定着は、少子高齢化により今後急激に減少していく社会の担い手を補うとともに、医療・介護負担の軽減、健康寿命の延伸や経済の活性化など、より大きな社会課題の解決にも寄与し得るものである。
- さらに、スポーツは、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであり、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものである。こうしたスポーツや文化芸術の役割や意義も、この改革において尊重することが必要である。こうした役割や意義は、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わるために必要な資質・能力を育てるといふ、広い意味での教育上の意義を含むものである。
- 従来の学校部活動では、運動の得手不得手が参加機会の決定に影響を与えが

ちであり、特に運動に親しんでいた生徒であっても、中学3年生を境に“引退”し、その後運動習慣が断絶してしまうケースも少なくない。さらに、社会人・中高年となってから“健康のために”運動を再び始めるような状況では、活動の継続性や効果が限定される可能性もある。だからこそ、地域総ぐるみで、年齢や能力に関係なく、誰もが自然にスポーツや文化活動に親しみ、それを生活の一部として楽しみ続けられる環境整備を行うことが急務である。

- このような改革の理念を踏まえ、新しい地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革（以下「新しい地域スポーツ・文化芸術創造等」という。）の実行に向けて、これまでの取組を更に進めていくことが求められる。
- その際、この改革を機に、中学生のみならず全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点も重要であり、スポーツ基本法、文化芸術基本法において、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」を定めることが努力義務とされていることも踏まえ、各地域において、スポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。

本町においては、現時点において急激な少子化が進んでいる状況はないが、国全体で少子化が進行する中、本町においても長期的な視点でみると、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことは重要な視点であると考えます。

また、学校部活動の地域展開を通じて、広く地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、多様な活動機会が提供されることにより、将来にわたったスポーツ・文化芸術の発展につながるなど、府中町第5次総合計画の基本目標に掲げる「ともに学び 今も未来も幸せに「暮らしたい」」の実現にも寄与するものである。

（２） 地域展開に向けた基本的な考え方

今後、府中町立中学校における学校部活動の地域展開を進めるための具体的な方針や取組については後述するが、それらの前提として踏まえるべき基本的な考え方を以下に示す。

- ・ 上述の改革の理念やこれからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、現状の学校部活動の課題や地域の状況を捉えなおし、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を幅広い関係者において共有しながら、地域展開等に取り組む。
- ・ 上述の改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが最も重要であり、その実現のための具体的手法については、実情に応じて検討する。
- ・ これからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、活動の場の確保、活動内容の質的な向上や適切な資質・能力を備えた指導者の確保を目指す。

- ・ 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に、地域展開等を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討する。
- ・ 障害のある子供や外国籍の子供、運動が苦手な子供、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい子供等を含め、多様な子供がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備する。
- ・ 生徒が自らの希望に沿った地域クラブ活動を選択し、円滑に参加することができるよう、地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、生徒の参加できる地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携しつつ、生徒・保護者に対してきめ細かな情報提供等を行う。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」等では地域全体で連携して行う取組のうち、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へと転換していくことを「地域移行」として示されてきた。

そのため、本町においても、令和5年10月1日に作成した「府中町立中学校における学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた方針」をはじめ、これまで様々な場で「地域移行」という名称を用いてきましたが、「最終とりまとめ」では、改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から「地域展開」と名称が変更されたことから、本町においても今後、当該名称を用いることとする。

2 本町における学校部活動の状況

下表に示すとおり、令和7年度における両中学校の部活動数は、府中中学校が17部活動、府中緑ヶ丘中学校が19部活動の計36部活動部となっている。活動加入率については、府中中学校が81.4%、府中緑ヶ丘中学校が83.5%の計82.4%となっており、多くの生徒が多様な部活動に所属している。

府中中学校	野球部、陸上競技部、サッカー部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子卓球部、女子卓球部、剣道部、水泳部、吹奏楽部、茶華道部、家庭科部、科学部、美術部
府中緑ヶ丘中学校	野球部、陸上競技部、サッカー部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子卓球部、女子卓球部、剣道部、水泳部、吹奏楽部、茶道部、華道部、美術部、演劇部、パソコン部

3 地域移行に係る改革推進期間における成果と課題

令和5年10月1日に作成した「府中町立中学校における学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた方針」を踏まえ、以下の取組を進めた。

(1) 部活動地域展開に係る総括コーディネーターの配置

令和5年9月から総括コーディネーターを配置し、部活動地域展開に向けての実態把握や広報活動、県との調整などを進めてきた。

両中学校長や部活動顧問へのヒアリング、公民館やコミュニティ・スクールの委員等との連携、スポーツ協会への周知とともに、令和7年9月発行の「広報ふちゅう9月号」では、「地域とともに支える、これからの部活動」として特集を掲載するなど、地域全体への周知活動を推進した。

(2) 部活動指導員の配置

下表に示すとおり、令和5年度から部活動指導員を配置した。

部活動指導員を配置したことにより、生徒が専門的な指導を受けることができるようになるとともに、当該部活動を担当する職員の時間外在校等時間が縮減するなどの成果がみられた。

	府中中学校	府中緑ヶ丘中学校
令和5年度	4人 陸上部、水泳部、バスケットボール部、 茶華道部	5人 陸上部、水泳部、茶道部、華道部
令和6年度	4人 陸上部、水泳部、バスケットボール部、 茶華道部	5人 陸上部、水泳部、茶道部、華道部
令和7年度	5人 陸上部、水泳部、バスケットボール部、 ソフトテニス部、茶華道部	6人 陸上部、水泳部、バスケットボール部、 ソフトテニス部、茶道部、華道部

(3) 地域クラブへの地域展開（モデル事業）

令和6年10月から両中学校の陸上部（府中中学校長距離を除く）の休日の練習を、府中空城ジュニア陸上クラブへ委託し、主に4人の指導者が指導を実施した。アンケート調査においては、90%の生徒が指導者の指導に対して肯定的な回答をするとともに、「2校で一緒に練習することはとても良いです。」「専門の先生に教えてもらえるので、できない時に一緒に考えてもらえるのがいいです。」といった感想がみられた。また、保護者からも、「色んな刺激になっていいと思う。」「熱心に指導していただけて感謝しています。」などの感想がみられた。

しかし、保護者からは、「もう少し早く練習場所と時間が知りたい。」や「日によって付き添うコーチがどなたなのか、休みや早退、急な何かが発生した時の連絡先がはっきりしていると安心です。」といった感想もあるなど、所属生徒や保護者への連絡

体制という点には課題が残った。

なお、本モデル事業の委託先である府中空城ジュニア陸上クラブは長年地域で指導実績があり、指導者も複数人所属していること、また、当該クラブの指導者が両中学校の部活動指導員を兼ねていることから、大きな混乱もなく本モデル事業を実施することができたが、今後の地域クラブを認定するに当たっては、基準の作成も含め検討が必要となる。

4 基本目標、基本方針、スケジュール

(1) 基本目標

生涯を通じて継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を通じて、ともに学び、今も未来も幸せに、暮らすことができるまちを実現する。

(2) 基本方針

- ア 子供がやりたいと思えるスポーツ・文化芸術活動の創出
- イ 子供が安心してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり
- ウ 子供から大人までの多様な世代が、生涯を通じて継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり

(3) スケジュール

令和 11 年度までに部活動の地域展開の全面実施とする。

5 今後の方向性

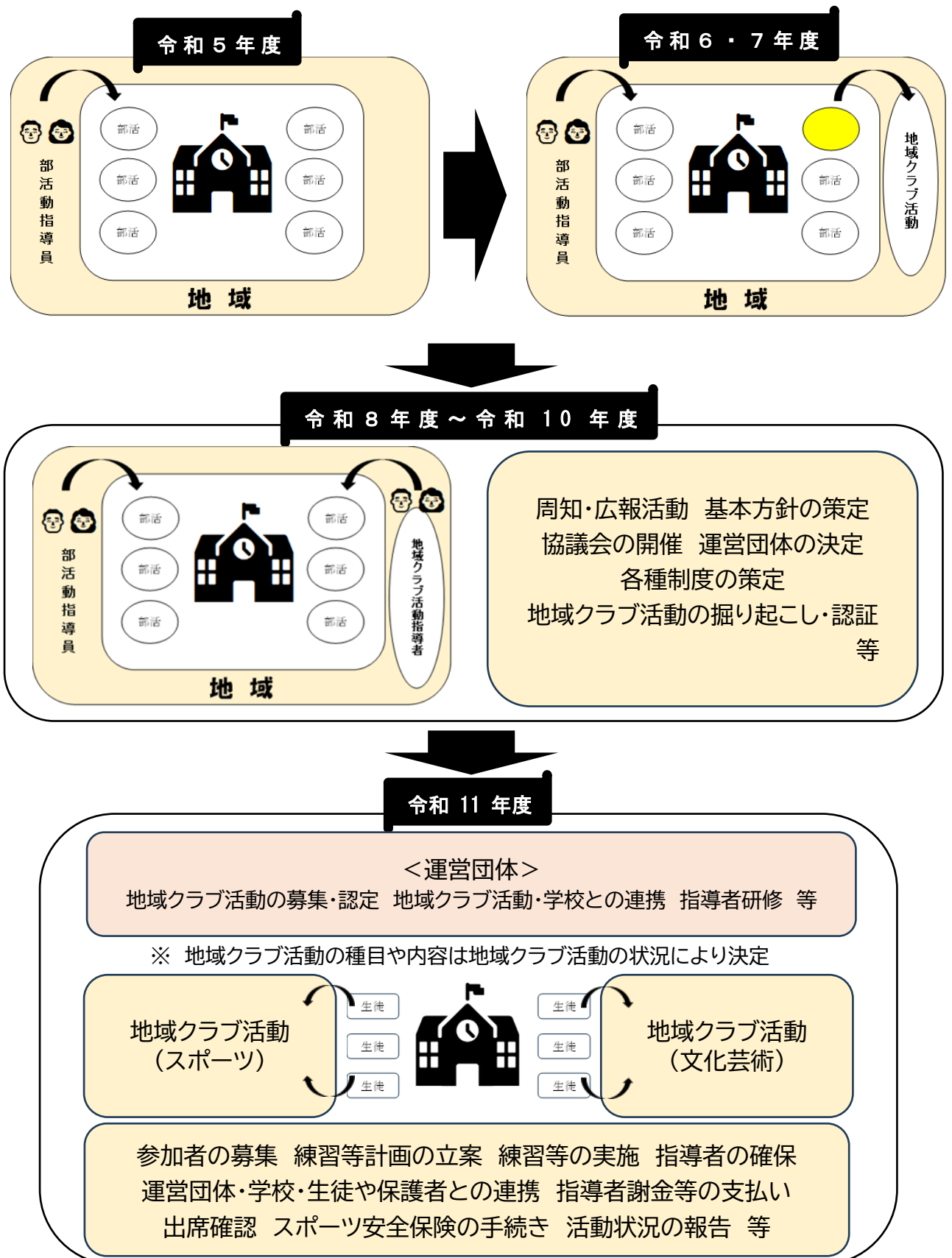
(1) 子供がやりたいと思えるスポーツ・文化芸術活動の創出

- ア ニーズの把握
- イ 地域クラブの発掘
- ウ 安定した運営体制の構築

(2) 子供が安心してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり

- ア 地域クラブの認定に係るルールづくり
- イ 指導者等への継続的な研修体制の構築
- ウ 地域クラブと両中学校との連携体制の構築
- エ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等の検討
- オ 経済的に困窮する世帯の生徒への支援

(3) 部活動地域展開に向けたイメージ図



府中町立中学校における学校部活動の地域展開に向けたロードマップ

R7	R8	R9	R10	R11
周知・広報活動				<p>地域展開 全面実施</p>
部活動指導員の配置				
基本方針の策定	<p>地域クラブ活動に関する認定制度、教職員の兼職兼業等に係る制度の作成等</p>	<p>中学校入学予定者・在校生・保護者への説明</p>	<p>実施可能な地域クラブから地域展開を実施</p>	
	<p>協議会の設置準備</p> <p>協議会の開催</p> <p>運営団体の検討・決定</p>			
		<p>地域クラブ活動の掘り起こし・認証、指導者の質の保障・量の確保、関係団体・分野との連携、内容の充実、学校施設・設備の貸出、参加費負担等に関する検討</p>		